# 庁議(局·区経営会議) 案件申込書

所 管 変 もの また で 要 もの また で 要 を また で また で 要 を また で で で で で で で で で で で で で で で で で で	建築基準法(Fの) 条例改正の スケジュー 施策	局区 まちご 昭和25年	づくり言 法律第 :ついて 年 年	(計画) (有20)	部 3	建築智	審査詞	果課	担当者		基準条件	<mark>内線</mark> 列の一部	
概 要 も ( ) を ( )	建築基準法(民の) 条例改正の 条例改正の スケジュー には 実施計 関係課長会議 例等の調整 ブリックコメント 議会等、協議	四和25年 の考え方に ルについる <mark>毎号及び</mark> 画事業名 平成30 平成30 条例 改廃	法律第 ついて <del>年</del>	育20 て 10	1号) 0	)改訂	正等に			京市建築	基準条件		
本議内容 (論計画の を 事議日 を 事項 を 事項 を 事項 を 事項 を 事項 を 事項 を を のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの	条例改正の スケジュー は 施策 実施計 関係課長会議 で経営会議 での調整 ブリックコメント 議会等、協議	D考え方に ルについる <b>番号及び</b> <b>画事業名</b> 平成30 平成30 条例 改廃	:ついで て 年 年	10	月			こ伴い、	相模原	市建築	基準条件	列の一部	8を改正す
実施計画の 位置付け 審議日 関 日程等調整事項 番	スケジュー  旅策 実施計 関係課長会議 ・区経営会議 ・例等の調整 ブリックコメント ・議会等、協議	ルについる <b>番号及び</b> <b>画事業名</b> 平成30 平成30 条例 改廃	年年	10		24							
位置付け 関 関	実施計 関係課長会議 で区経営会議 を例等の調整 ブリックコメント 議会等、協議	画事業名 平成30 平成30 条例 改廃	年			24							
審議日 関	・区経営会議 ・例等の調整 ブリックコメント ・議会等、協議	平成30条例 改廃	年			24	В						
日程等 パニ調整事項 審	・例等の調整 ブリックコメント ・議会等、協議	条例 改廃		11			ш	政策調整	整会議		年	月	
日程等 調整事項 審	ブリックコメント		きあり 🚦		月	9	日	政策			年	月	
調整事項審	議会等、協議	あり			程時期			1年3月		列会議		o情報提供	
				時期			0年12			の情報扱	· · ·	『会 『	Z成30年1
		なし 			青報の目	的外	利用等		なし 			4.000 abola 1 to	<b></b>
	担係効果しの	<b>関係部局名等</b> 総務法制課			冬(4	<b>調整項目</b> 条例改正について			調整状況 調整中				
	関係部局との 調整	TAN	警防部				条例第29条について			調整済			
		ı́ı	E画政策	<b>ŧ</b> 課		パラ	ブリック	コメントに	こついて			調整源	育
検討経過等			A 444 A-	. ^~~	打合	世	・会	護の	経 過				
	<b>月日</b> H30.10.11	担当者打ち旨	<mark>会議名</mark> 合わせ	寺		改正	<b>内 容</b> 改正の考え方とスケジュールについて						
	11505.10.11 担当自打5日かと 以正の与え刀と入りシュールについて												
備考													
划徐禄长云藏	原案を一部修正し 上部庁議へ付議する。 (局経営会議)												
の結果等 関係課長会議 の出席課・ 機関等	総務法制課 企画政策課(代) 建築・住まい政策課 開発調整課												
これまでの 庁譲での 主な意見	「関係課長会議」 各改正条項のそれぞれの施行日を資料に明示した方が良いのでは。 資料に明示する。 罰則の対象とする事業者へ配慮すべきか、それとも一般ユーザーの保護を優先するかを考えたとき、 罰則の施行に係る周知期間は3か月とすることで良いのでは。 3か月の周知期間とし、平成31年6月施行とする。 【事務事業調整会議】 法の改正に伴い、法で定める範囲外の区域について同様の規制等をしている条例の改正をするという考え方か。 そのとおりである。 罰則に関して検察協議の状況は。 既に協議を始めており、条例改正に間に合うスケジュールで進めている。 法の改正に伴い、条例を必ず改正する必要があるのか。 必ずしも改正をする必要は無いが、建築主等の負担軽減に繋がるものであることから、改正することが妥当であると考えている。												

### 事案の具体的な内容

#### 1 事案の概要

#### (1)条例改正の要因及び趣旨

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)において、社会的要請等に対応した規制内容及び規制手続の合理化(緩和)が行われたこと等を受け、条例の都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限、特殊建築物に係る制限等の改正をするもの

#### (2)条例改正の内容等

ア 都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限に関する改正

HIS LIS H		100 <del>EXTOR MODIFICERY 7 OF X EX</del>
Νo.	条 例	改正の内容
1	第59条の3	接道の規定を満たさない建築物に対し、省令を満たす場合における接道の特例の規定を追加するもの
2	第59条の10第1項	日影の許可を受けた建築物に増築等を行う場合、政令で定める位置及 び規模の範囲内である場合の再許可を不要とするもの

参考とした法令改正条項:法第43条第2項、法第56条の2

イ 仮設建築物に対する制限の緩和に関する改正

Νo.	条 例	改正の内容
3	第61条	対象となる仮設建築物を「仮設興行場等」とし、存続期間が1年を超えるものの規定を追加するとともに、対象建築物を法による許可を受けた仮設興行場等とするもの

参考とした法令改正条項:法第85条第5項及び第6項

#### ウ 主階が避難階以外の階にある興行場等の構造に関する改正

- 2	<u> </u>		
	No.	条 例	改正の内容
	4	ᆝᇎᄺᅜᆇᇎᄺᄖ	公会堂、集会場について、規制の対象から階数3以下及び延べ面積200 ㎡未満の建築物を除き、求める構造を法と同様とするもの

参考とした法令改正条項:法第27条第1項

エ 小規模なホテル及び旅館の防火性能に関する規制の廃止

Nο.	条 例	改正の内容
5	第29余 第2頃及び第3頃	小規模な木造建築物等であるホテル、旅館における延焼のおそれのある部分の外壁·軒裏を防火構造とする規定及び異種用途区画の規定を廃止するもの

参考とした法令改正条項:法第24条

#### オ 罰則に関する改正

-	H3 //3 / 4	-   /   /	
	Νo.	条 例	改正の内容
	6	46/余414	罰金に処する対象者として、建築材料又は建築物の部分を引き渡したものを追加するもの

参考とした法令改正条項:法第98条

#### 2 事業実施の効果

条例改正により、建築主等の負担軽減や設計自由度の広がりが期待できる。

#### 3 スケジュール

平成30年10月 庁議

12月 市議会12月定例会議建設部会へ報告

パブリックコメントの実施

平成31年 2月 市議会3月定例会議へ改正条例案(議案)を上程

3月 改正条例の一部施行(No.1~No.3、No.5)

6月 改正条例の一部施行(No.4、No.6)

## 都市建設局経営会議 議事録

開催日 平成30年11月9日

出席者 湯山副市長、都市建設局長、まちづくり計画部長、広域交流拠点推進部長、 まちづくり事業部長、道路部長、下水道部長、副消防局長、都市建設総務室 長、建築審査課長

1 建築基準法の改正等に伴う「相模原市建築基準条例」の一部改正について (説明者:まちづくり計画部長)

## (1)主な意見等

法律の改正に対する他市の対応状況は。

他市においても、時期や内容等はそれぞれ異なるが、条例改正に向けて動いている。

防火性能に関する規制の廃止について、法律で担保されている防火性能 (20分間)は、どのように決められているのか。

告示で構造方法が定められているほか、その性能について国土交通大臣による認定を受けるものもある。

敷地と道路との関係に関する基準の特例について、幅員が2間(3.64メートル)の道についても認定の対象となるのか。 幅員が4メートル以上の道のみが認定の対象となる。

防火性能に関する規制の廃止について、近年糸魚川の大規模火災等の事例もある中で、国が法の規制を廃止した理由は。

今回の法改正は新築等を対象としたものであり、新築等については防 火性能が担保されているため、支障ないものとして廃止されたと承知し ている。

## (2)結果

原案のとおり承認する。

以上